

泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業実施要綱

(目 的)

第1条 泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業（以下「事業」という。）は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、当該家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

2 虐待リスクが高い家庭については、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と連携を図り、継続的な支援体制を構築する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、泉南市とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができるものとする。

(支援の対象)

第3条 本事業の支援対象は、泉南市内に居住する家庭であって、本事業の効果が期待できると市長が判断した次に掲げる家庭（以下「支援家庭」という。）とする。

- (1) 養育について複数の支援者がいない乳幼児がいる家庭の養育者で、支援を行うことが特に必要と認められる家庭
- (2) その他、市長が特に必要と認めた家庭

(支援の種類及び内容)

第4条 支援家庭に泉南市訪問支援員（以下「育児ヘルパー」という。）が訪問し、(1) 若しくは(2) 又は(1)(2)を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施する。(1)(2)の支援内容の詳細については別表4に記載する。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- (2) 育児・養育支援（授乳支援、おむつの交換、沐浴介助、きょうだい児の遊び相手、適切な育児環境の整備、その他必要な育児のサポート、等）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

(育児ヘルパーの資格要件等)

第5条 泉南市又は第2条の規定により泉南市から委託を受けた事業者（以下「事業者」という。）は、次の要件を満たす者のうちから育児ヘルパーを選定するものとする。ただし、事業者が選定した育児ヘルパーがその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対し

て、その理由を明記した書面により必要な措置をとることを求めることができる。

(1) 心身ともに健全であること

(2) 子育てや養護・保育の経験が豊かな者であつて、援助を適切に実施する能力を有する者で、保健師、看護師、准看護師、助産師、保育士、幼稚園教諭又は介護保険法に定める「介護福祉士その他政令で定める者」の資格を有する者であること。

(3) 以下のア〜ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 令）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

（育児ヘルパーの研修）

第 6 条 事業者は、選定した育児ヘルパーに対し、本事業に必要な知識技術を習得させるために以下の研修を必ず実施するものとする。

(1) 事業の理念及び意義・目的、支援の方法

(2) 守秘義務と個人情報の管理について

(3) 救急救命講習及び事故防止の講習

（支援の決定）

第 7 条 市長は、支援を希望する者からの申請、又は必要に応じて関係機関からの情報収集等を行い、家庭の養育状況を把握したうえで支援家庭を決定し、育児ヘルパーの派遣を事業者に依頼する。

（支援の期間）

第 8 条 本事業による申請は、原則として子が 2 歳の誕生日を迎える前日までとする。支援を受けるものは初回訪問から原則 3 か月以内に利用を開始するものとする。支援期間は 3 歳の誕生日を迎える前日までとする。ただし、市長が特別に支援を必要と判断する場合はこの限りでない。

2 育児ヘルパーによる支援の時間帯、曜日、時間数及び回数は次のとおりとする。

(1) 派遣時間帯、曜日は、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除き、原則として月曜日から土曜日（祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までの範囲内とする。ただし、支援家庭と事業

者との間で合意ができれば、この範囲外の時間についても認めることができる。

(2) 派遣回数は、原則として1日1回とし、1回の支援につき2時間以内とする。ただし、通院により必要があると認めるときは、1日2時間を超えて4時間まで利用することができるものとする。

(3) 派遣時間は、30時間を上限（多胎児の場合は45時間を上限）とする。ただし、初回アセスメントの為の訪問は1時間とする。

（支援の終了等）

第9条 市長は、本事業による支援を終了することを決定したときは、育児ヘルパーの活動を終了する。

2 市長は、支援家庭が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援員の派遣を取り消し、又は中止することができる。

(1) 支援家庭の傷病者が回復した場合

(2) 支援家庭の傷病者が病状等に急変を生じ、育児ヘルパーが支援することのできない状況になった場合

(3) 伝染病等感染のおそれがある者が支援家庭にいる場合

(4) 偽り、その他不正な手段により派遣を受けようとし、又は受けた場合

(5) その他、育児ヘルパーを派遣することが適当でないと認められる場合

（履行確認）

第10条 育児ヘルパーは、市長の策定した支援家庭に対する支援計画に基づき、支援家庭に対して訪問する都度、支援記録票により、利用者からのサービスの履行確認を受けなければならない。

（保険）

第11条 事業者は、派遣する育児ヘルパーに支援活動中の事故に備えた保険に加入させなければならない。

（支援員の責務）

第12条 育児ヘルパーは、支援家庭の家族の人格を尊重しつつ、関係機関と綿密な連携を図り支援の一貫性を保ちながら、支援家庭に対する適切な支援を行い、支援家庭の福祉の向上に貢献するよう努めなければならない。

2 育児ヘルパー及び事業者は、市長から支援を依頼された場合は可能な限り速やかに適切な支援を実施するよう努めなければならない。

3 育児ヘルパー及び事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵

守し、支援家庭に関して職務上知り得た情報の保護に努めなければならない。

4 育児ヘルパーは、支援活動に際し、政治、宗教及び営利を目的とする行為を行ってはならない。

5 育児ヘルパーは、この要綱に定めるもののほか、何人に対しても報酬を請求してはならない。

6 育児ヘルパーは、支援活動に際し、市長が交付する身分証明書を常に携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(育児ヘルパーに対する経費)

第13条 泉南市は、事業者が育児ヘルパーの派遣に要する経費について、別表1に定める基準により負担するものとする。

2 経費については国及び府の要綱に準拠する。

(報告及び費用の請求)

第14条 事業者は育児ヘルパーの派遣状況を1月ごとに取りまとめ、委託料請求書、支援記録表、実績報告書及び完了届を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(費用の支払い)

第15条 市長は前条の規定に基づき請求があったときは、その請求内容を審査し、支払い要件を満たしていると認めたときは、事業者に委託料を支払うものとする。

(費用の負担)

第16条 育児ヘルパーの派遣を受けた支援家庭は、派遣に要した費用として別表2に定める額を利用料として負担するものとし、支援家庭の都合によりサービス提供を中止した場合には、別表3に定める額をキャンセル料として負担するものとする。ただし、訪問予定日前日(前日が土・日・祝日の場合は、その前の平日)の午後5時までに支援家庭がキャンセルの連絡を行った場合は、キャンセル料の負担を要しない。

2 前項の利用料及びキャンセル料は、育児ヘルパーを派遣した事業者に直接支払うものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めのない事項又は疑義のある場合は、その都度、事業者と泉南市が協議の上対応するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 育児ヘルパーに対する経費（第 13 条関係）

派遣時間	費用
1 時間まで	3,000 円（税込）
1 時間を越え 1 時間 30 分まで	4,500 円（税込）
1 時間 30 分を越え 2 時間まで	6,000 円（税込）

※初回アセスメントの為の訪問の経費は 3,000 円（税込）とする。

別表 2 費用の負担（第 16 条関係）

生活保護世帯	0 円
住民税非課税世帯	0 円
その他世帯	700 円（税込）

※初回アセスメントの為の訪問は無料とする。

別表 3 費用の負担（第 16 条関係）

前日 17 時までのキャンセル	無料
前日 17 時以降～当日のキャンセル	700 円（税込）
無断キャンセル （援助活動開始時刻までに連絡がない場合）	利用予定時間分の負担額

- ・ 利用時間はヘルパーが利用者宅に到着した時間から、退出するまでの時間とする。
- ・ 援助開始から最初の 1 時間までは、それに満たない場合でも 1 時間とみなす。
- ・ 援助時間は原則 1 時間単位とする。ただし、時間を延長した時は 30 分以内のときは 1 時間の半額とし、30 分を越え 1 時間未満のときは 1 時間あたりの負担額を、それぞれ加算するものとする。
- ・ 買い物に要した費用については、実費金額を利用者が負担するものとする。